

知事登録事業所代表者 各位

(一社) 北海道ビルメンテナンス協会
会長 岡田 知己
(公印省略)

清掃作業従事者研修(企業内研修)実施状況報告に係る審査料の改定について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、建築物衛生法第12条の2に基づく登録制度において、登録の要件の一つとなっている作業従事者に対する研修については、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録機関」という。）が実施するもののほか、登録を受けようとする事業主が自ら研修（企業内研修）を行うことも認められているところです。

しかしながら、事業主が自ら研修（企業内研修）を行う場合、当該研修については登録機関が実施する研修に相当するものであることが求められており、研修に使用する教材及び研修の指導者等に関し、登録機関が行う研修に相当するものであるか否かを十分審査することが求められています。

事業主が自ら研修（企業内研修）を行った後、当協会あて提出された実施報告書を審査するにあたり、当協会会員企業については無料とし、非会員企業については有料で審査を行っているところですが、令和3年4月1日受付分より、次のとおり審査料を改定することと致しましたのでお知らせします。

記

1 改定内容

【現行】		【改定後】	
(税込み)		(税込み)	
区分	1審査につき	区分	1審査につき
会員企業	無料	会員企業	無料
非会員企業	5,000円	非会員企業	5,500円

2 実施時期

令和3年4月1日受付分より